

札幌市社会福祉総合センター警備業務に係る質問に対する回答について

札幌市保健福祉局総務部総務課

項目	質問内容	回答
6 業務内容	<p>「6 業務内容」3、5、6については守衛室外における作業となり、全体で1ポストの運用であるため、警備員が室外作業（駐車場管理、巡回監視、掲揚旗の作業）のため守衛室を離れる場合が想定されます。</p> <p>この場合は、総合センター業務に支障はないものと解してよろしいか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
10 夜間警備業務における待機状態	<p>【質問1】</p> <p>「10 夜間警備における待機状態」の(1)、(2)及び(3)については、守衛室内にカーテン等で仕切られた仮眠スペースがあり、ベッドを設置することにより仮眠をとることは可能であるが、1名が仮眠をとっている場合は、他の警備員が6の業務を遂行するものとする。と解してよろしいか。</p> <p>【質問2】</p> <p>「夜間警備における待機状態」の説明がありますが、日中の警備業務における待機については特段の記載がありません。</p> <p>このことは、日中の待機（昼食時の休憩）には、守衛室に在室し有事に即応できる体制（勤務時間とする。）を確保することにより、仕様書の要件を具備すると解してよろしいか。</p>	<p>【質問1に対する回答】</p> <p>守衛室内にカーテン等で仕切られた仮眠スペースはありませんが、1名で夜間警備に従事している場合、ベッドを設置のうえ守衛室を消灯し仮眠をとることは可能です。</p> <p>また、他の警備員が6の業務を遂行し、1名が仮眠をとる場合、守衛室とは別の仮眠室を用意することは可能です。</p> <p>【質問2に対する回答】</p> <p>お見込みのとおりです。</p>